

遊 技 約 款 解 説

1. 第1条 (適用範囲)

①趣旨

本条は、遊技約款が、顧客とホール企業との間の遊技契約及び関連契約に共通する規則であることを確認する規定です。

②解説

本条は、第2項で、特約を定めることを認めています。特約の効力は法的に約款に優先し、その旨本約款でも明記されています。さらに、3項の規定により、約款及び特約への合意があったものとみなすこととしているため、実質的には合理的な範囲での特約を各ホール企業において任意で制定することが可能です。具体的には、約款に規定のない「攻略遊技」等の特定の行為に関して特約で禁止事項にするハウスルールを設定する等ができることとなります。

2. 第2条 (遊技契約の成立等)

①趣旨

本条は、遊技契約の内容と成立時期を明確にする趣旨です。遊技契約は、その性格上不特定多数の顧客との間の大量定型取引なので、遊技機使用の時点で契約が締結することとし、契約の成立時点を画一的に判断することによって、遊技契約の成立の有無に関するトラブルを防止しようとするものです。

②解説

まず、本条で遊技契約の内容を、ホール企業の義務として「お客様に弊社の店舗内にある特定の遊技機を使用させる」こととし、「これに対しお客様が当該遊技機を使用して遊技を行うこと」とすることとしています。第9条の項でも説明しますが、賞品と遊技球等の交換は、法的には「交換契約」であり、遊技を行うことを目的とした遊技契約とは別個の契約であることに注意してください。

また、契約の締結に関しては、第2項及び3項で定めるように、本来であればホール側と顧客との間で遊技契約を締結する申し込みと、それに対する承諾がなければ成立しません。しかし、現実的にはそういったやり取りを行うことが不可能であり、また実際の営業にもなじまないことから、第4項及び5項により遊技機使用の時点で遊技契約が成立するものとしています。

3. 第3条 (遊技契約の締結拒否)

①趣旨

本条の趣旨は、遊技契約の締結の前に、顧客に、各号に掲げる営業に支障が生じるおそれのある事情が明白な場合に、遊技契約の締結を拒否し、店舗運営の円滑化、適正化を図ることにあります。

②解説

各号は典型例の例示列举であり、13号で一般規定を設けることにより、その他の営業に支障が生じることが疑われる者を包括的に排除することを想定しています。また、従業員に対する軽度の暴言、暴行や遊技機への損壊に至らない程度の暴力といった行為を行う恐れのある者、いわゆる「出入り禁止」になっている者に対しては、3号の「この約款に反する行為をするおそれがある」に本約款第5条の禁止行為の違反も含まれていますので、3号に該当することをもって、遊技契約締結の拒否をすることが可能です。なお、遊技契約の締結の拒否に伴い、第10条で定める施設の利用も連動して出来なくなりますので、本条により遊技契約の締結を拒否した者に対しては、10条を根拠として、施設からの退去を求めることとなります。

4. 第4条（遊技契約の変更）

①趣旨

本条は、顧客の遊技機移動や、遊技機の使用を譲った場合の契約上の地位の移転を明確にし、遊技契約が継続することを規定することで、契約関係が複雑になることを防止するものです。

②解説

法的には、遊技契約は個別の遊技台ごとに成立し、事後的に解除の意思表示等をしない限り契約は存続します。そうしますと、台移動をした場合には、形式的には掛け持ち遊技となってしまったり、他の顧客に台を譲った場合は、代打ち行為になってしまうなどの問題が生じてしまいます。こういった問題は、お客様はもちろん、ホール企業にとっても風適法の観点からは望ましくないものです。そこで本条により、台の移動や別の顧客に遊技機の使用を譲った場合には、それと連動して契約上の地位も移転するとみなすことで、契約関係の複雑化を防いでいます。

5. 第5条（禁止行為）

①趣旨

本条は、不正遊技のほか、風適法に違反するおそれのある行為及び典型的に通常の営業に支障が出るおそれのある迷惑行為を例示列挙し、これを禁止することでホールでの営業の健全化、適正化を確保する趣旨です。

②解説

各号に掲げられている行為は、典型的な不正遊技や迷惑行為の類型であり、ここに挙げられていないものでも、他の顧客に迷惑となるような行為全般は9号に包含されます。本条には特段ペナルティは設けられていませんが、第3条3号及び第6条1号に基づいて遊技契約の締結拒否や、解除の原因になります。また、1条2項に定める特約として本条9号の行為の中に、各ホール企業における独自の禁止行為を盛り込むことも可能です。そのため、ある種の「攻略遊技」や「従業員への暴言、セクハラ行為」「極端に不潔な方の入場」などを禁止行為として設定することもできます。

6. 第6条（遊技契約の解除）

①趣旨

本条は、遊技契約の解除を顧客側からはいつでも可能としつつ、ホールにおいては契約成立後に特定事由が判明した場合には解除できるとしており、顧客に解除の自由を認めたものです。

②解説

本条第1項は、顧客側からの解除を規定するものであり、いつ、どの遊技機で遊技するかは顧客の自由ですので、当然のことを規定した確認規定に過ぎません。第2項については、遊技契約成立後に、第3条の契約締結拒否事由や、第5条の禁止行為違反があった場合に、ホール企業側からの契約の解除事由として扱うことによって、遊技をお断りする原因を統一しています。例えば、当初通常の状態で行っていた顧客が、遊技中に興奮して台を叩くなどした場合には、その場で本条に基づく契約の解除を通告することができます。なお、解除の場合は法的には遊技開始時にさかのぼって契約がなかったことに成りますが、遊技をした利益というものを返還することは不可能なので、将来に向かってのみ効力を否定しています。

7. 第7条（遊技料金）

①趣旨

本条は、遊技料金を明示することで、料金に関するトラブルを防止するとともに、風

適法で求められる要件をクリアしていることを確認するものです。

②解説

ホールによっては「貸し玉料金」と表記されるところもありますが、法的には同義です。本条の適用対象となります。なお、料金の表示に関しては、平成25年9月6日付けの通達に基づき、消費税等に関する取り扱いが発表されていますので、その通達をふまえた表示を行うよう注意してください。

8. 第8条（遊技時間等）

①趣旨

本条の趣旨は、各都道府県条例による営業時間を明記すると共に、遊技契約も同時に終了させることにより、遊技の時間に関するトラブルを防止し、風適法で求められる要件をクリアしていることを確認するものです。

②解説

本条は、営業時間について定めていますが、営業時間終了時に遊技が継続していた場合でも、遊技契約は基本的には営業時間と連動して成立しているものではないので、営業時間が終了したとしても理論的には存続しています。しかしながら、顧客及びホール企業の認識においては、営業時間の終了に伴い遊技も終了するとの認識が一般的であることと、翌日の営業において同一の顧客に遊技させることは行政からの指導により禁止される場合があることから、2項により営業終了と共に遊技も終了させることとしています。もっとも、個別の事案において、行政に実施の可否に関し確認の上、顧客との間で契約の継続についての合意に基づいて翌日以降に持ち越すことは、1条2項の特約によるものとして実施することは可能です。

9. 第9条（賞品の提供）

①趣旨

本条は、遊技終了後に、遊技球等を顧客が取得していた場合、ホール企業が顧客との間で遊技球と賞品との交換を行う契約を締結するのが原則であることの確認規定です。

②解説

第2条で規定されているとおり、遊技契約の内容に関しては、遊技球等を使用しての遊技を行わせることであり、賞品との交換は遊技契約の本質的な内容ではありません。しかし、顧客は遊技球等と賞品を交換することを主たる目的に遊技するものですので、遊技契約に付随する契約として、本約款に基づき交換を行うことを明確にしています。

なお、但書前段は既に遊技契約が解除されている場合には、遊技契約の解除は将来に向かってのみ効力を失うので、付随契約としての賞品交換契約も発生しないことを確認し、不可抗力の場合のみ例外とする規定です。他方、後段については遊技契約終了後に約款違反が判明した場合、本来は遊技契約の解除になりますが、将来効しかないため、解除しても遊技の結果取得した遊技球の取得はできてしまいます。そうすると、約款違反が行われた時点が遊技終了の前後により交換の可否が分かれ、不公平な結果となってしまうため、そのような場合には賞品交換契約の締結を拒否することによって、対応を統一しています。

10. 第10条（施設の利用規則等）

①趣旨

本条は、遊技場の付帯施設については、原則として遊技契約の履行の範疇において利用が可能であることを明らかにすると共に一般的な注意を促す趣旨です。

②解説

基本的に、遊技場は、遊技する者に対しての施設ですので、顧客でない方の利用は本来想定されていません。そのため、遊技契約の解除や契約締結拒否を行った者に対しても、遊技客でないことを理由として、遊技場及び付帯施設からの退去を求めることが可能です。もっとも、当該義務は民事上の義務ですので、本条に違反していることが当然に刑事上の責任につながるわけではありません。ですが、不正遊技目的での来店や、暴行等により遊技契約を解除したにもかかわらず退店しないといった悪質な場合には、刑法上の建造物侵入罪や不退去罪（刑法130条）に該当する可能性があり、そのことを理由に警察へ通報することも可能です。

1.1. 第11条（弊社及びお客様の責任）

①趣旨

本条は、民法上の債務不履行責任に基づく損害賠償を明文化し、本条1項後段により金銭賠償の原則の例外として、特約により遊技球等の提供で代替できると定めることで速やかに賠償責任を果たし、営業の円滑化を図る趣旨です。なお、改正前の12条は、内容的に11条に関連するものですので、12条を廃止し、11条の3項として改変しました。

②解説

本条は、法律上の債務不履行責任を確認した規定に過ぎませんが、実際の適用において注意すべき点は、「損害」の有無です。「損害」に関しては、従業員の過失により衣服を汚したなど損害が明白な場合は別として、遊技機の故障による遊技不可の場合には、故障するまでは通常の遊技ができていたため、原則としてその時点までの遊技結果は損害賠償の対象になりません。あくまでも、賠償の対象は「故障によって生じた損害」になるため、確率変動中の故障等の大当たりをしていない場合の出玉の補償は純然たるサービスであり、本条の損害賠償ではありません。サービスの内容は、各ホール企業ごとに違いますが、賠償という性質のものではなく、補償をすべき義務もないということに注意してください。

3項は、停電等の不可抗力による遊技の中断を想定しています。法的には、遊技契約に基づいて遊技を継続させる義務があり、これを履行できなくなった場合には損害賠償の責任を負うこととなります。しかし、現実的には、中断した場合の損害を確定させることは困難であり、金銭保証や遊技球等での補償はできないことから、一律に責任を免除することとしています。

1.2. 第12条（物品の盗難に対する責任）

①趣旨

本条は、顧客自身が管理する物品に関しては、何らの管理責任を負っていないことを明確にすることで、顧客とのトラブルを防止する趣旨のものです。

②解説

遊技場内において、顧客が管理している物品に関しては、これを紛失したとしても原則としてホール企業は管理責任を負いません。顧客から傘を直接預かった場合や、食事休憩の際に店舗側で遊技機に休憩札を置くなどの対応をとった場合には、顧客から管理を委託されたものとして、管理責任を負っているものと考えられます。他方で、店舗内のロッカー等のように、鍵を顧客が所持しているような場合は、店舗内の施設であっても顧客が管理していることとなりますので、ホール企業が管理責任を負うことはありません。

以 上